

富津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、富津市長から、平成29年度財政援助団体等監査（施設利用振興公社）の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を公表する。

平成30年3月27日

富津市監査委員 磯貝昭一

富津市監査委員 鈴木幹雄

【措置事項】

○ 平成29年度財政援助団体等監査（施設利用振興公社）

監査結果	措置状況	対象部局
貸与品台帳の整備について		建設経済部
<p>公社は、公益財団法人富津市施設利用振興公社職員被服等貸与要領に基づき職員に対し業務上必要な被服等を貸与しているが、同要領に定められている貸与品台帳に基づく管理について、一部適切でない処理が見受けられたので、適正に管理されたい。</p>	<p>公益財団法人富津市施設利用振興公社職員被服等貸与要領に基づき、適切、適正な管理を徹底します。</p>	<p>都市政策課 (公益財団法人富津市施設利用振興公社)</p>
ゴミの減量について		建設経済部
<p>樹木の剪定により発生する枝葉の資源化に併せて、平成26年度のゴミ箱撤去によりゴミの搬出量は半減し大きな成果がみられたものの、その後50トン強で推移している。この中には施設利用者が置き去りにしたゴミが相当量含まれていることが想定されることから、施設環境の維持向上の観点など多方面からゴミの減量に取り組まれたい。</p>	<p>施設等から排出されるゴミの中には、施設等の利用者が置き去りにしたものが相当量含まれることから、ホームページにゴミの持ち帰り協力の依頼文を掲載するとともに、ゴミの置き去りが多い箇所には注意看板を設置しました。 今後も引き続き施設等の環境の確認、把握を徹底し、適切な対策を講じていきます。</p>	<p>都市政策課 (公益財団法人富津市施設利用振興公社)</p>